

## 設計業務等に係る合同現地踏査 試行要領

### 1. 目的

設計業務等において、受注者及び発注者が合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や工事施工時の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化、設計変更の提案等、情報共有を図りよりの確な設計方針を確認するとともに、業務成果の品質向上を図ることを目的とする。

### 2. 対象業務

対象工事は、県土整備部、農林水産部及び地域交流部が発注する設計業務を対象とする。

### 3. 合同現地踏査の実施

発注者は、合同現地踏査が必要な業務については、当初で設計数量として計上すること。

また、当初で設計数量として計上がない場合で、受注者が現地合同会議を希望する場合は、発注者と合同現地踏査に取り組む内容等を協議したうえで、実施の有無を決定すること。

### 4. 合同現地踏査の実施

#### ①参加者受注者：管理技術者、担当技術者等

発注者：一般監督員等

その他関係者：占用事業者、警察、管理者等

(上下水道、電線、ガス、通信、河川構造物、道路構造物、文化財等)

#### ②実施時期開催時期については、受注者及び発注者で協議し適宜判断する。(受注者が、現地踏査を行い現地把握後に、合同現地踏査を行うことを基本とする。)

#### ③その他

○事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査（試行）の実施につとめる。

○必要に応じて関連業務との合同実施を検討する。

○実施後、受注者は確認した事項を書面にて整理し、受発注者間で相互に確認する。

○占用事業者等の「その他関係者」の参加を呼びかける場合、受注者及び発注者であらかじめ対象者を確認の上、受注者から行うこととする。

### 5. 積算方法

本要領による試行業務を実施するにあたり「土木工事設計業務等標準積算基準書」及び「治山林道必携」に基づき、費用を計上する。なお、当該基準書によらない建築設計業務委託等については、受発注者間の協議により定めるものとする。

### 6. 特記仕様書への記載

特記仕様書の記載例については、以下のとおり明示するものとする。

#### ○特記仕様書の記載例

受注者が合同現地踏査を希望する場合は、監督員と協議のうえ、実施の有無を決定すること。合同現地踏査において確認した事項については、受注者は打合せ記録簿に記録し、受発注者間で相互に確認するものとする。なお、受注者は、確認した事項事項を成果品に反映させること。

附則（R6.2.5 建設技第 2157 号 1）

- ・本要領の策定

この要領は、令和 6 年 2 月 29 日以降公告又は指名通知から適用する。